

## 第70回労働統計年報(平成二十九年)の利用上の注意

### 1 毎月勤労統計調査

毎月勤労統計調査においては、本来「500人以上規模の事業所」につきましては、全数調査すべきところ、一部抽出調査を行い、かつ抽出調査を行う場合に行う必要がある統計的処理を平成16年から平成29年までの間行っていませんでした。国民の皆様、統計に関わる皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。詳しくは、平成31年1月11日の公表資料に掲載しています。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03207.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03207.html))

本年報に掲載している数値は、平成16年から平成29年までの間、東京都の「500人以上規模の事業所」について復元が行われていない数値となっておりますので、ご注意ください。

平成24年以降における東京都の「500人以上規模の事業所」について復元して再集計した値(本系列)につきましては、以下の政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載しています。

(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011791>)

第70回労働統計年報に掲載している毎月勤労統計調査の頁

労働経済指標	1.労働経済指標	(1~2頁)
雇用及び失業	B毎月勤労統計調査	(16~26頁)
賃金	A毎月勤労統計調査	(82~119頁)
労働時間	A毎月勤労統計調査	(224~248頁)

### 2 雇用動向調査

雇用動向調査においては、毎月勤労統計調査の「本月末常用労働者数」を復元に利用しているため、再集計が必要となりました。

本年報に掲載している数値は、毎月勤労統計調査における東京都の「500人以上規模の事業所」について復元が行われていない数値を用いて作成しておりますので、ご注意ください。

毎月勤労統計調査における東京都の「500人以上規模の事業所」について復元して再集計した値を用いて作成した値は、以下の政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載しております。

(<https://www.e-stat.go.jp/statsearch/files?page=1&toukei=00450073&tstat=000001012468>)

第70回労働統計年報に掲載している雇用動向調査の頁

雇用及び失業	C雇用動向調査	(27~45頁)
--------	---------	----------

### 3 派遣労働者実態調査

派遣労働者実態調査においては、毎月勤労統計調査の「本月末常用労働者数」を復元に利用しているため、再集計が必要となりました。

本年報に掲載している数値は、毎月勤労統計調査における東京都の「500人以上規模の事業所」について復元が行われていない数値を用いて作成しておりますので、ご注意ください。

毎月勤労統計調査における東京都の「500人以上規模の事業所」について復元して再集計した値を用いて作成した値は、以下の政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載しております。

([https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450074&result\\_page=1&tstat=000001021306](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450074&result_page=1&tstat=000001021306))

第70回労働統計年報に掲載している派遣労働者実態調査の数値

雇用及び失業	G派遣労働者実態調査(平成29年)	(61~71頁)
--------	-------------------	----------

### 4 賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査では、長年にわたり、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていました。国民の皆様、統計に関わる皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。詳しくは、平成31年1月28日の公表資料に掲載しています。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03423.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03423.html))

なお、本事案に関連し、平成31年1月30日の統計委員会では、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていますのでご注意ください。調査計画と異なる方法により調査を実施していたことによる結果数値の妥当性につきましては、以下の厚生労働省ホームページに資料を掲載しています。

([https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/chinginkouzou\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/chinginkouzou_01.pdf))

また、本事案につきましては、総務省行政評価局による調査が行われ、その調査・検証結果は平成31年3月8日に「賃金構造基本統計調査に関する緊急報告」として公表されています。

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_180521\\_00003.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180521_00003.html))